環境影響評価準備書に対する意見書

年　　月　　日

都市計画決定権者
桶川市
桶川市長　小野　克典

〒　　－
住所
氏名

埼玉県環境影響評価条例施行規則第３０条第２項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第１４条第１項の規定により、下記事業に係る環境影響評価準備書に関し意見書を提出します。

記

対象事業の名称	桶川都市計画事業（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業

環境影響評価準備書に対する意見及びその理由

【注意事項】

１　意見の内容は、環境影響評価準備書について環境の保全の見地からのものを日本語で簡潔に記述してください。

２　意見書を提出できる期間は、令和８年１１月４日（水）から同年１２月１８日（金）（必着）までです。

３　意見書に記載された個人情報は、本件においてのみ使用し、それ以外には使用いたしません。

【提出先】

桶川市役所　都市計画課　企業立地支援係
〒363-8501　桶川市泉１丁目３番２８号
ＦＡＸ：０４８－７８６－９８６６

環境影響評価準備書に対する意見及びその理由（つづき）